

事業報告書
(自 令和 4年11月 1日 至 令和 5年10月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 クリニック平田整形外科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島県呉市阿賀中央4丁目5番25号
- (3) 設立認可年月日 令和 2年 9月 1日
- (4) 設立登記年月日 令和 2年 9月 4日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院, 診療所, 介護老人保健施設又は介護医療院 (法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診 療 所	クリニック平田整形外科	広島県呉市阿賀中央4丁目5番25号	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和 4年12月30日 令和3年度決算の決定

法人名 医療法人 クリニック平田整形外科

所在地 広島県呉市阿賀中央4丁目5番25号

財 産 目 録
(令和 5年10月31日現在)

1. 資 産 額	62,496 千円
2. 負 債 額	9,224 千円
3. 純 資 産 額	53,272 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	55,810
B 固 定 資 産	6,686
C 資 産 合 計 (A+B)	62,496
D 負 債 合 計	9,224
E 純 資 産 (C-D)	53,272

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式３－２（診療所のみを開設する医療法人）

法人名 医療法人 クリニック平田整形外科

所在地 広島県呉市阿賀中央４丁目５番２５号

貸 借 対 照 表

（令和 ５年１０月３１日現在）

（単位：千円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	55,810	I 流 動 負 債	3,378
II 固 定 資 産	6,686	II 固 定 負 債	5,846
1 有 形 固 定 資 産	4,735		
2 無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	9,224
3 そ の 他 の 資 産	1,951	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 基 金	20,000
		II 積立金	33,272
		純 資 産 合 計	53,272
資 産 合 計	62,496	負債・純資産合計	62,496

様式４－２（診療所のみを開設する医療法人）

法人名 医療法人 クリニック平田整形外科

所在地 広島県呉市阿賀中央４丁目５番２５号

損 益 計 算 書
(自 令和 ４年１１月 １日 至 令和 ５年１０月３１日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	87,769
2 事業費用	89,441
事業損失	△ 1,672
II 事業外収益	5,011
III 事業外費用	2
経常利益	3,337
IV 特別利益	63
V 特別損失	429
税引前当期純利益	2,971
法人税等	609
当期純利益	2,362

(注) １．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 クリニック平田整形外科

理事長 平田 敏明 様

私は、医療法人クリニック平田整形外科の令和4会計年度（令和 4年11月 1日から令和 5年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 12 月 27 日

医療法人 クリニック平田整形外科
監事